

はじめに

意欲ある農業者にとって、経営規模の拡大や経営の多角化などにより経営の改善・発展のチャンスが多い時代となっています。農業経営を着実に改善・発展させるためには、不必要な出費を省くなどコストに対して細心の注意を払う必要があります、簿記記帳は欠かせません。

農業者が簿記記帳を始めるきっかけとして、個々の経営実態に応じた納税、節税が図られる青色申告があります。農業所得者の青色申告者数は、他の事業所得者に比べて普及率は低いものの、着実に増加しています。それは白色申告者の記帳・帳簿の保存義務化など、青色申告への取り組みが避けて通れない時代となる一方で、最高55万円の青色申告特別控除（電子申告または電子帳簿保存を行うと65万円）など青色申告のメリットが充実していることも一因と考えられます。

平成31年分から導入された収入保険制度をはじめ、各種農業施策の対象として青色申告者を位置づけるようになっており、青色申告の重要性はますます増えています。令和元年10月から消費税10%への引き上げとあわせて消費税の軽減税率制度が実施され、令和5年10月からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることから、簿記記帳についても消費税を十分に意識して変えていく必要があります。

本書は、これから青色申告を始めようとする農業者のために、青色申告制度から確定申告までをやさしく解説した入門書として作成しています。すでに青色申告をしている経営者にも、きちんと記帳・申告するために必要な事項を集約しています。

今回の改訂では「令和3年度所得税の改正のあらまし」などの最新情報を盛り込んだほか、農業経営基盤強化準備金の制度改正を反映。確定申告書等の様式変更に伴う記載例・説明の見直しなども行っています。農業経営を着実に改善・発展させたいと考える農業者の皆さまに、座右の手引書として活用いただければ幸いです。

最後に、本書の発行にあたり都道府県農業会議の関係者にご協力いただきました。ここに誌面を借りて心よりお礼申し上げます。

令和3年7月

都道府県農業委員会ネットワーク機構
都道府県農業会議

全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

目次

農業者（個人）の
令和3年度所得税の改正のあらまし…………… 付1

第1章 青色申告制度のあらまし…………… 1

- 1 農業所得申告納税の現状…………… 1
 - (1) 青色申告と白色申告…………… 1
 - (2) 記帳や帳簿などの保存制度…………… 1
- 2 青色申告のすすめ…………… 2
 - (1) 青色申告のすすめ…………… 2
 - (2) 青色申告と白色申告との納税比較…………… 2
- 3 青色申告制度の主な特典（農業所得者に
関する主なもの）…………… 3
 - (1) 青色申告特別控除…………… 3
 - (2) 青色事業専従者給与の必要経費算入…………… 3
 - (3) 減価償却費の特例…………… 4
 - (4) 家事関連費の必要経費算入…………… 4
 - (5) 貸倒引当金の必要経費算入…………… 4
 - (6) 現金主義による所得計算の特例…………… 4
 - (7) 純損失の繰越控除または
繰戻しによる還付…………… 4
- 4 青色申告のスケジュール…………… 5

第2章 青色申告の手続き…………… 7

- 1 青色申告の承認申請…………… 7
 - (1) 新規に農業を始めた時や廃止した時の
手続き…………… 7
 - (2) 青色申告のできる人…………… 7
 - (3) 青色申告承認申請書の提出…………… 7
 - (4) 記帳の開始…………… 8
- 2 青色事業専従者給与に関する届出…………… 8
 - (1) 青色事業専従者として認められる人…………… 8
 - (2) 青色事業専従者給与に関する届出書…………… 8
 - (3) 必要経費とされる青色事業専従者給与額…………… 9
- 3 源泉徴収制度と源泉所得税の納期の
特例の承認申請…………… 9
 - (1) 源泉徴収制度のあらまし…………… 9
 - (2) 源泉所得税の納期の特例制度…………… 9
- 4 現金主義による所得計算の特例の届出…………… 10
 - (1) 現金主義による所得計算のしくみ…………… 10

- (2) 現金主義により所得計算ができる人…………… 10
- (3) 現金主義による所得計算の特例の届出…………… 10

第3章 青色事業専従者給与所得の 源泉徴収と納付…………… 25

- 1 青色事業専従者給与所得の
源泉徴収の仕方…………… 25
 - (1) 源泉徴収の準備…………… 25
 - (2) 給与所得の源泉徴収税額表の使用区分…………… 25
 - (3) 源泉徴収税額の求め方（税額表の見方）…………… 25
 - (4) 源泉徴収簿の記入…………… 28
- 2 源泉所得税の納付…………… 29
 - (1) 源泉所得税の納付期限と納期の特例…………… 29
 - (2) 簡便な源泉所得税の預かり方…………… 29
 - (3) 所得税徴収高計算書（納付書）の
記入の仕方と納付…………… 29
- 3 年末調整…………… 30
 - (1) 年末調整とは…………… 30
 - (2) 扶養控除等（異動）申告書と
保険料控除申告書等の受理…………… 30
 - (3) 年末調整の仕方…………… 31
 - (4) 所得税徴収高計算書（納付書）の
記入の仕方と納付…………… 34
- 4 源泉徴収票（給与支払報告書）の作成・
交付および給与支払報告書（総括表）、
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合
計表の提出…………… 35
 - (1) 「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」
の留意点と記入の仕方…………… 35
 - (2) 「給与所得の源泉徴収票等の
法定調書合計表」の記入の仕方…………… 35

第4章 簿記記帳の実務…………… 43

- 1 簿記記帳に当たって…………… 43
 - (1) 記帳の心得…………… 43
 - (2) 簿記の種類…………… 43
 - (3) 記帳の準備…………… 44
 - (4) 記帳の留意点…………… 46
- 2 所得の種類と内容…………… 47

(1) 事業（農業）所得の内容……………	47	(2) 固定資産の購入、 売却処分等に係る留意点……………	102
(2) 事業（農業）以外の所得の内容……	50	7 消費税の納税義務者……………	102
3 年末における決算準備（補正と決算）…	53	8 事業者免税点制度……………	102
(1) 科目別整理帳の合計……………	53	9 課税事業者の選択……………	104
(2) 売掛金、買掛金残高の整理……………	53	10 相続等で事業を 引き継いだ場合の納税義務……………	105
(3) 前受（仮受）金、前払（仮払）金の整理…	53	(1) 相続による場合……………	105
(4) 農産物、農業用用品、販売用家畜、 未収穫農産物等の棚卸……………	53	(2) 相続によらない事業継承の場合……	105
(5) 農産物の家事消費額、事業消費額の計算…	53	11 消費税の総額表示義務……………	105
(6) 家事関連費の計算と経費からの控除…	54	12 納付税額の計算方法……………	106
(7) 乳牛、果樹等の育成費用の計算と 経費からの控除……………	54	13 帳簿および請求書等の保存義務……	108
(8) 減価償却費の計算と経費計上……………	54	14 消費税の申告・納付……………	109
(9) 損益計算書（所得税青色申告決算書） の作成……………	62	（参考）消費税の課税事業者該当するか どうかのチェック表……………	110
4 青色申告特別控除の計算……………	69	第7章 その他……………	111
5 農業経営基盤強化準備金課税特例を 受ける明細書等記入例……………	69	1 減価償却資産の耐用年数 （大蔵省令）（抄）……………	111
第5章 確定申告書の作成と納税……………	77	(1) 建 物（別表第一）……………	111
1 申告納税額の計算のしくみ……………	77	(2) 構築物（別表第一）……………	111
2 確定申告書の作成……………	77	(3) 車両および運搬具他（別表第一）…	112
(1) 住所および氏名等の記入……………	78	(4) 器具および備品（別表第一）……	112
(2) 所得金額の計算……………	78	(5) 機械および装置（別表第二）……	112
(3) 所得から差し引かれる金額の計算…	81	(6) 生 物（別表第四）……………	114
(4) 課税される所得金額の計算……………	87	(7) 公害防止（別表第五）……………	115
(5) 税額の計算……………	88	・減価償却資産の償却率、 改定償却率および保証率の表……………	116
(6) 税額から差し引かれる金額……………	88	・平成24年4月1日以後に取得をされた 減価償却資産の定率法の償却率、 改定償却率および保証率の表……………	117
(7) 申告納税額の計算……………	89	2 勘定科目一覧表（例）……………	118
(8) 肉用牛の売却による課税の 特例を受ける場合の税額の計算……	89	<参考様式と記入例>	
3 申告書の提出……………	90	<第2章分（青色申告の手続き）>	
4 納税……………	90	・所得税の青色申告承認申請書……………	12
第6章 消費税の概要……………	97	・所得税の青色申告承認申請書・現金主義の 所得計算による旨の届出書……………	13～14
1 消費税とはどういうものか……………	98	・青色事業専従者給与に関する 「届出」書……………	15
2 消費税の税率……………	98		
3 消費税の課税・納付の流れ……………	98		
4 消費税の課税対象……………	99		
5 消費税がかからない取引……………	100		
6 勘定科目別にみた消費税課税の有無…	101		
(1) 勘定科目別消費税対象項目一覧……	101		

<ul style="list-style-type: none"> ・青色事業専従者給与に関する「変更届出」書…………… 16 ・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書…………… 17 ・現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書…………… 18 ・個人事業の「開業」等届出書…………… 19 ・給与支払事務所等の「開設」等届出書… 20 ・個人事業の「廃業」等届出書…………… 21 ・給与支払事務所等の「廃止」等届出書… 22 ・所得税の青色申告の取りやめ届出書… 23 ・事業廃止届出書（消費税関連）…………… 24 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳（平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産）…………… 62 ・令和3年分所得税青色申告決算書（農業所得用）…………… 63～68 ・農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書…………… 70 (2) 農業経営基盤強化準備金に関する証明書…………… 71 (3) 令和XX年分所得税青色申告決算書（農業所得用）…………… 72 ・農業経営基盤強化準備金を取り崩し、農用地・農業用機械等の固定資産を取得した場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書…………… 73 (2) 農業経営基盤強化準備金に関する証明書…………… 74 (3) 農用地等を取得した場合の証明書… 75 (4) 令和XX年分所得税青色申告決算書（農業所得用）…………… 76
<p><第3章分(青色事業専従者給与と所得の源泉徴収と納付)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分給与と所得・退職所得に対する源泉徴収簿（1～6月分）…………… 28 ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）「領収済通知書」（1～6月分）…………… 30 ・令和3年分給与と所得・退職所得に対する源泉徴収簿（1年分）…………… 33 ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）「領収済通知書」（7～12月分）…………… 35 ・給与支払報告書（個人別明細書） <ul style="list-style-type: none"> —市区町村提出用—…………… 36 ・令和3年分給与と所得の源泉徴収票 <ul style="list-style-type: none"> —受給者交付用—…………… 37 ・給与支払報告書（総括表）…………… 38 ・令和3年分給与と所得の源泉徴収票等の法定調書合計表…………… 39 ・令和3年分給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書…………… 40 ・令和3年分給与と所得者の保険料控除申告書…………… 41 ・令和3年分給与と所得者の基礎控除申告書兼給与と所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書…………… 42 	<p><第5章分(確定申告書の作成と納税)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(住所および氏名等の記入)… 78 ・令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(収入金額等、所得金額)… 79 ・令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(所得から差し引かれる金額)… 82 ・令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(税金の計算、その他、延納の届出)… 88 ・令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(全体、第一表～第二表)… 91～92 ・令和XX年分肉用牛の売却（措置法25条関係）に係る計算書（青色申告用）…………… 94 ・肉用牛の売却による所得の税額計算書… 95 ・令和××年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（第一表、肉用牛関連）… 96
<p><第4章分(簿記記帳の実務)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産台帳（平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産）…………… 61 	

農業者(個人)の令和3年度所得税の改正のあらまし

I 令和3年度所得税の主な改正事項……………	付1ページ
II 令和2年度の改正事項のうち、令和3年分の所得税から適用される主なもの……	付5ページ

- この「あらまし」は、令和3年5月1日現在の法令に基づいて税務署が作成した「令和3年度 所得税の改正のあらまし」等の中から、特に個人の農業者に関連する部分を抜粋したものです。
- 改正事項の詳しい内容等については、国税庁のホームページや税務署にてご確認ください。

I 令和3年度所得税の主な改正事項

1 事業所得等関係

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度（措法24の2）について、対象等を見直しの上、その適用期限が2年延長されました（措法24の2①）。
- (2) 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法10の3）について、その対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものを除外した上、その適用期限が2年延長されました（措法10の3①）。
《適用関係》 この改正は、令和3年4月1日以後に取得等をする対象資産について適用されます（改正法附則27）。
- (3) 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除について、その適用期限が2年延長されました（措法10の5の3①）。
- (4) 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除について、所要の経過措置が講じられた上、廃止されました（旧措法10の5の2、改正法附則28）。

2 住宅・土地税制

- (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例（新型コロナ特法6の2）について、次のとおり、措置が講じられました。
 - ① 住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例並びにこれらの控除の控除期間の3年間延長の特例を適用することができることとする（新型コロナ特法6の2①）。
 - ② 個人又は住宅被災者が、国内において、特例居住用家屋の新築取得等で特別特別特例取得に該当するものをした場合には、上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例を適用することができることとする。ただし、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、この②の特例を適用しない（新型コロナ特法6の2④～⑦）。
- (注) 1 上記①の「特別特例取得」及び上記②の「特別特別特例取得」とは、それぞれその取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額が、その取得に係る課税資産の譲渡等に